発行日: 2024 年 10 月 編集: 将星国際特許事務所

# 鎌倉日和 vol.55

10月は神無月とも言いますね。全国の神々が10月に出雲大社に集まり、不在になることに由来しています。逆に島根県出雲地方では、「神在月(かみありづき)」と呼ばれるそうです。

神頼みだけで全ての願いが叶うわけではないことは知っているのに、つい「素敵なご縁がありますように・・・」とお祈りしてしまいます。神様が不在な今月は、とにかく自力で頑張るしかない! そんな意気込みで過ごしてみたいと思います。

# 鎌倉ブランドのお客様

タカギフーズグループ 株式会社タカギダイニングサービス様

鎌倉1129/Btaps

鎌倉小町通り入口のビル3階にあるカフェレストラン、「鎌倉1129」。 大きな窓からは鎌倉駅東口ロータリーを眼下に望み、明るくゆったりした空



間で、美味しいお肉や鎌倉野菜たっぷりの料理がいただけます。 4階の「Btaps」では、常時13種のクラフトビールと、本格的なドイツソーセージを楽しむことができます。 この 2店舗を運営する、タカギフーズグループの㈱タカギダイニングサービス代表取締役髙木透さんにお話を伺いました。

### ● ご縁がひろげる事業●

タカギフーズグループは 1987 年に食肉卸・小売として創業し、首都圏を中心に 40 店舗以上の精肉店・惣菜店を展開しています。もっとお肉の魅力を伝えたいと 2020 年ごろから外食産業に力を入れ始め、鎌倉には 2023 年、上記 2 店舗を開店しました。鎌倉駅の目前という好立地に出店できた理由は「ご縁」だと、控えめに高木さんは微笑みます。実は、このビルのオーナーが藤沢のお店の常連で、コロナの影響でテナントが空いた時、「興味があれば」と名刺を置いて行った

ことがきっかけだそうです。



また「Btaps」では、13種のうち、鎌倉ビール醸造㈱のクラフトビールを常時2種扱っており、これも地元ならではのつながりから実

現しました。そして、ビールと相性抜群のこだわりソーセージにも「ご縁」が。日本で唯一ドイツ優良品質公認証をうけた片瀬山の名店「尾島肉店」が閉業されることになったところを、「ご縁」があってタカギフーズ様が引き継ぐことになり、尾島マイスターの味が守られたとお客様から喜ばれています。

### ● 信頼の積み重ねがブランドをつくる ●

髙木さんの語る「ご縁」は、偶然の出会いというニュアンスではなく、「努力による信頼の積み重ね」によって作られたものであるように思えます。

新店舗出店の際は、商業施設からの要望や地域性を踏まえてブランディングをし、また、髙木さんが現場をまわれるエ

リアでの出店が基本です。地域性を尊重し、本部が現場をサポートできる距離感が、地域や関係者間の信頼を育てます。

また、グループ全体で、現場に裁量をもたせた取り組みが 日々行われています。「鎌倉1129」という店名も従業員 によるネーミングで、誰もが知ってる「いい国作ろう鎌倉幕

府」の語呂と、「良い肉」をかけた、鎌倉らしさもありユニークで覚えやすい商標です。そして、その店名をさらにインパクトのあるものとしているのが、



店内壁に描かれた大胆なアートです。これは、江ノ電各駅のウォールアートを手がけたアーティストによるもので、従業員から直接熱心にアプローチをし実現できたそうです。現場との信頼が鎌倉の新店舗を完成させました。

そして、最後に重要なのはお客様の信頼です。新規プロジェクトの際にはその道の専門家をスカウトし、中途半端な店づくりはしないと髙木さんは言います。「Btaps」のように、アルコールがメインとなれば肉以外の専門知識が必要になるので、せっかく来てくれたお客様を失望させたり、信頼を失ったりすることがないよう、クラフトビールに詳しい人材を探し採用しました。ビールの仕入れやメニュー開発、情報発信など現場に任せることで、ビール好きはもちろん、色々なビールを少しずつ飲みながら、料理も食べたいという女性客の取り込みにも成功しています。

地域、関係者、現場を大切にすることで、お客様からの信頼が積み重なり、ご縁がつながる。それがタカギフーズ流の経営であり、あたたかさの中に確固たる信念を感じます。

当事務所も、人とのご縁で商標登録などのお手伝いをさせていただくことが多くありますが、今回のお話を通じ、事業者の皆様の期待にこたえられるような仕事をし、信頼を積み重ねることの大切さを改めて考えさせられました。ご相談事がございましたら、どうぞお気軽にご連絡ください。



神奈川県鎌倉市小町1-6-17 鎌倉マークビル3階 TEL: 0467-84-8445 https://www.instagram.com/ kamakura\_1129/



神奈川県鎌倉市小町1-6-17 鎌倉マークビル4階 TEL: 0467-873-7073 https://www.instagram.com/ b\_taps\_13/

【会社概要】

株式会社タカギダイニングサービス 神奈川県藤沢市辻堂神台1-3-39 タカギビル https://takagi-foods.com/company/



### ●「商品」「役務」の違い ●

商標の話をする際に、よく出てくる「商 品」「役務」という用語があります。商標登

録は、出願人が権利を確保したい「商品」や「役務」を指定 して登録を受けると、その指定した範囲で商標権が認められ るものです。

「商品」はともかく、「役務」はなんか言葉が難しい。

そこで、本日はこの「役務」を中心に、お話をしてみよう と思います。

「役務」は、「サービス」といっ た方が分かりやすいでしょう か。電車に乗ったり、インター ネットの契約をしたり、カフェ で寛いだりと、現代の経済活 動では、商品の売買より、む



しろ「サービス」にお金を払うことが多いように思えます。「商 品(モノ)では無いけど、お金を払う価値のあるサービス」、 それが「役務」です。

言葉の上では「商品」と「役務」の違いは明確ですが、現 実上は案外微妙なものも多いです。例えば、コンビニのサン ドイッチは「商品」ですが、カフェのサンドイッチは「商品」



ではありません。カフェは代表 的な「役務」の一つである「飲 食物の提供」に分類され、そこ で提供されるサンドイッチは 「役務の提供を受ける者の利用 に供する物(笑)」と言います。

「サービスのツール」という位置づけです。

では、もう一歩踏み込んでみましょう。

スターバックスやドトールコーヒー等、カフェのカウンター の横の冷蔵棚に、パッケージされたサンドイッチが置かれて ますよね。あれは「商品」と「サービスのツール」どちらだ と思いますか?答えは…

どこで食べるかによります。

店員さんに「お持ち帰りですか?店 内で召し上がりますか?」と聞かれて、 「持ち帰ります」と答えた場合、そのサ ンドイッチは「商品」になります。



一方、「店内で食べます」と答えた場合、サンドイッチは「飲 食物の提供」というサービスのツールにあたります。全く同 じサンドイッチなのに、「商品」だったり「役務」だったりす るのです。

商標登録をするにあたり、カフェだからと「飲食物の提供」 のみで登録を受けていると、「商品」としてのサンドイッチに 権利が及ばない、などということがあり得るわけです。

## ●「役務」に商標登録をする必要性は?●

さて、ご相談の中で「『商品』について商標登録を受けるの は理解できるが、『役務』について登録を受ける必要があるの か分からない」とのご質問をいただくことがあります。

確かに「商品」は、製造者から卸売り、小売りと市場を流 通する過程で模倣品が出やすく、商標権の必要性が直感的に 分かります。

一方、町のカフェやクリー ニング店の経営者さんに とって、自分の店の看板が 第三者に模倣される、とい うケースは想定しにくい、 ということかと思います。



実は、この疑問、制度成立の過程でも長く議論されてきま した。「役務」の保護に関しては、昭和20年代から検討され てきましたが、制度として導入されたのは平成4年。案外最 近です。制度化の緊急性が低かったことや、必要性が分かり にくかった点も、制度化に時間が掛かった理由の一つだと思 います。平成に入り、国際間でもサービス取引が急増し、制 度化せざるを得なくなって政府も重い腰を上げたのです。

カフェ等でもビジネスが大きくなれば、模倣者や便乗者を 排除する必要が出てきますし、フランチャイズのようなビジ ネスモデルでは役務商標の商標権が契約の根拠にもなります。



また、「役務」について商標登録を 受ける意義として大きいのは、「自ら が侵害者となってしまうリスクを回避 できる」という点です。

町のカフェの看板を模倣する第三者 は想定しにくくても、全国をみれば、 似ている看板を使用しているカフェは あるかもしれません。そして、仮に、

その「似ているカフェ」が商標登録を受けると、地道な営業 を続けてきた町のカフェは、図らずも商標権の侵害者になっ てしまいます。そうなると、長年使用してきた看板が唐突に 使えなくなってしまうのです。

商標権の効力というと「第三者の模倣を排除する」という 点に目が行きがちですが、商標登録の本質は、自己が積み重 ねてきた信用(ブランド)を守ることです。

今回お話を伺ったタカギフーズ様も、「安心してブランド名 を使い続ける」ために、新店舗立ち上げの際の商標登録を大 切に考えているとのことでした。

「役務商標」はブランド保護に非常に重要な役割を果たして いますが、分かりにくい点もあるかと思います。商標登録の 必要性や、登録の範囲について疑問がありましたら、ぜひ一 度専門家にご相談ください。

商標担当弁理士 芦田 圭司



SHOUSEI International Patent Office

将星国際特許事務所

神奈川県鎌倉市小町2-11-14 山中MRビル3F

TEL:0467-73-8540(平日10:00~18:00)

FAX:0467-73-8541 Email: info@shousei.jp

URL: https://shousei.jp/